

外装基準の適用について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



お 知 ら せ

外装基準の適用について

平成21年1月1日以降に製作される乗車定員10人未満の乗用車に適用されております外装基準につきまして、同基準に適合させるための準備が整っていないものがあるため、緊急措置として、平成29年3月31日までの間、外装基準の適用を猶予することができることになりました。

しかし、平成29年4月1日以降から外装基準が適用となりますので、外装基準に適合していない場合には平成29年3月31日までの間に外装基準に適合させる必要があります。

外装基準の概要

対象車両

平成21年1月1日以降に製作された乗車定員10人未満の乗用車
(特種車の乗用ベース車を含む)

対象部位

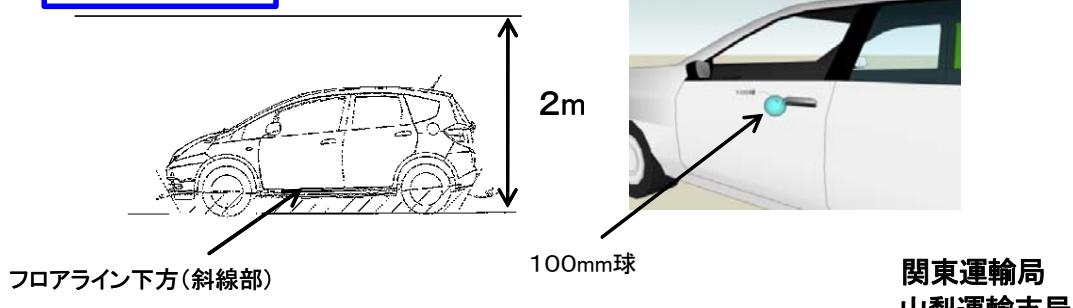
フロアラインより上方で高さ2m以下の外部表面※であって直径100mmの球体が接触する部分

※外部表面とは、ボンネット、トランクルームの蓋、ドア、フェンダー、ルーフ、灯火装置、指示装置及び外観上視認可能な補強部品(アンテナ、キャリア類を含む)をいう

主な要件

外部表面には曲率半径が2.5m未満である突起を有してはならない
(突起の硬さが60ショア以下の突起などは除外しております。)

対象範囲図



【自動車検査独立行政法人山梨事務所よりお知らせ】

検査機器の点検・校正に伴う検査コースの閉鎖について

検査機器点検、校正のため下記の通り、検査コースを閉鎖します。
ご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◇点検に伴うコース閉鎖日 6月 1日（火）午前 4コース
6月 1日（火）午後 2コース

◇校正に伴うコース閉鎖日 6月 14日（月）午後 2コース（小型）
6月 15日（火）午前 3コース（大小兼用）
6月 15日（火）午後 4コース（小型）
6月 16日（水）午後 5コース（D S）

なお、当日は検査官の指示に従ってください。
また、変更される場合がありますのでご了承ください。